

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 6 月 26 日（金）第 118 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 1
- 知事の給料及び退職手当の特例に関する条例（※）（人事課取扱い） 2
- 鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（※）（人事課取扱い） 2
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 3
- 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（※）（税務課取扱い） 4
- 鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例（※）（警務課取扱い） 9
- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例（※）
（警務課取扱い） 10
- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（※）
（県立病院課取扱い） 10

条 例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第35号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 1 項 第 1 号 中「又は感染症」を「，感染症」に改め，「処理作業」の次に「その他感染症のまん延を防止するために行う作業で知事が人事委員会と協議して定めるもの」を加える。

附則を附則第 1 項とし，同項に見出しとして「（施行期日）」を付し，附則に次の 2 項を加える。

（防疫等作業手当の特例）

2 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者が療養している宿泊施設のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの又はこれに準ずる区域として知事が人事委員会と協議して定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第 4 条の規定は適用しない。

3 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、4,000 円以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

.....

知事の給料及び退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 36 号

知事の給料及び退職手当の特例に関する条例

（知事の給料の額の特例）

第 1 条 知事の令和 2 年 7 月 1 日から同月 27 日までの間における給料の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和 22 年鹿児島県条例第 14 号）第 1 条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額は、同条に定める額とする。

（知事の退職手当の額の特例）

第 2 条 令和 2 年 6 月 1 日における知事に対する同日を含む任期に係る退職手当の額は、知事及び副知事の退職手当に関する条例（昭和 27 年鹿児島県条例第 18 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した額から、その額に 100 分の 20 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 37 号

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 知事 6

イ 副知事，教育委員会の教育長若しくは委員，公安委員会の委員，選挙管理委員会の委員，監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4

ウ 人事委員会の委員，労働委員会の委員，収用委員会の委員，内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 2

エ 職員（地方警務官並びにイ及びウに掲げる職員を除く。） 1

(2) 地方警務官 政令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 警察本部長 2

イ 警察本部長以外の地方警務官 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第38号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表くらし保健福祉部の表21の2の項第31号中「第13条第10号」を「第13条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 39 号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

第 1 条 鹿児島県税条例（昭和 38 年鹿児島県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「第 157 条第 1 項」を「第 153 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 157 条第 2 項」を「第 153 条第 2 項」に改める。

第 16 条第 1 項中「第 41 条第 3 項」を「第 41 条第 4 項」に改める。

第 21 条中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額，ひとり親控除額」に改める。

第 59 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし，1 本当当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については，当該葉巻たばこの 1 本をもつて紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。

第 104 条の 2 中「次条第 1 項」を「，又は法第 747 条の 2 第 1 項の規定により法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し，かつ，地方税共同機構を経由して，次条第 1 項」に改める。

附則第 5 条の 6 の 2 第 1 項中「平成 45 年度」を「令和 15 年度」に，「平成 33 年」を「令和 3 年」に改め，同条第 3 項中「平成 33 年」を「令和 3 年」に改める。

附則第 5 条の 7 の 2 及び第 5 条の 8 の 3 中「平成 50 年度」を「令和 20 年度」に改める。

附則第 5 条の 9 中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

附則第 6 条の 2 中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条及び第 16 条の 2 中「平成 36 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 4 第 1 項中「第 12 条の 2 の 10」を「第 12 条の 2 の 12 第 1 項」に改め，同条第 2 項中「第 12 条の 2 の 12」を「第 12 条の 2 の 12 第 2 項」に，「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 18 条第 1 項中「災害をいう」の次に「。次項において同じ」を加え，「）第 11 条の 6 第 1 項」を「）第 11 条の 7 第 4 項」に，「この項及び次項」を「この条」に，「によつて」を「により」に，「震災特例法第 11 条の 6 第 1 項」を「震災特例法第 11 条の 7 第 1 項」に，「第 44 条の 2 第 1 項」を「第 44 条の 2 第 3 項」に改め，同条第 2 項中「によつて」を「により」に，「第 11 条の 6 第 2 項」を「第 11 条の 7 第 5 項」に，「同条第 2 項」を「同条第 5 項」に改める。

附則第 18 条の 2 第 3 項中「平成 33 年」を「令和 3 年」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例）

第 21 条 県民税の所得割の納税義務者が，指定行事（新型コロナウイルス感染症等の影響に

対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。以下この項及び次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和 2 年政令第 160 号）第 3 条第 1 項の規定により文部科学大臣が指定する行事をいう。）の新型コロナウイルス感染症特例法第 5 条第 1 項に規定する中止等により生じた当該指定行事の同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄（次項において「県払戻請求権放棄」という。）を同条第 1 項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に県放棄払戻請求権相当額の第 23 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同条の規定を適用する。

- 2 前項に規定する県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第 23 条の 2 第 1 項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が 20 万円を超える場合には、20 万円）をいう。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の特例）

第 22 条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 5 条の 6 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

第 2 条 鹿児島県税条例の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「第 35 条第 1 項第 5 号」を「第 35 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 35 条第 1 項第 1 号中「によつて」を「により」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 法人税法第 71 条第 1 項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人（同項第 1 号に掲げる金額（同条第 2 項又は第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が 10 万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）で、その事業年度（新たに設立された法人のうち同法第 2 条第 12 号の 8 に規定する適格合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第 64 条の 9 第 1 項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人（同法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する通算親法人をいう。以下この号において同じ。）の事業年度（以下この号において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後 6 月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。）開始の日の属する通算親法人事業年度が 6 月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後 6 月を経過した日（以下この号において「6 月経過日」という。）において当該通算親法人との間に同条第 12 号の 7 の 7 に規定する通算完全支配関係があるものについては、6 月経過日から 2 月以内

第 35 条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号中「第 52 条第 2 項第 4 号」を「第 52 条第 2 項第 3

号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を削り、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 第 1 号及び第 2 号の規定により申告した法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたことにより、法第 53 条第 34 項各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該修正申告により増加した法人税額又は当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を納付すべき日

第 35 条第 2 項中「（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）」を削り、「同法第 75 条の 2 第 9 項（」を「同条第 9 項（」に、「第 53 条第 44 項」を「第 53 条第 54 項」に改め、同条第 3 項を削る。

第 35 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 41 条第 1 項の表(4)の項ア中「（その終了の日を連結親法人事業年度（法第 72 条の 13 第 9 項に規定する連結親法人事業年度をいう。）終了の日と同じくする事業年度に限る。以下この表の(4)の項において同じ。）」を削り、同表(4)の項イ中「連結親法人が会計監査人を置いている法人で、当該連結親法人の定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から 4 月以内に当該連結親法人の各連結事業年度（法第 72 条の 13 第 13 項に規定する連結事業年度をいう。以下この表において同じ。）」を「通算法人等（法第 72 条の 25 第 1 項の法人（法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する通算法人（以下この表の(4)の項において「通算法人」という。）に限る。以下この表の(4)の項において同じ。）又は当該法人との間に通算完全支配関係（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する通算完全支配関係をいう。以下この表の(4)の項において同じ。）がある通算法人をいう。以下この表の(4)の項において同じ。）が会計監査人を置いている場合で、当該通算法人等の定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から 4 月以内に当該各事業年度」に、「もの（」を「法人（」に改め、同表(4)の項ウ中「連結親法人に係る各連結事業年度」を「当該各事業年度」に、「同項の連結法人」を「通算法人等」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得（法第 72 条の 15 第 1 項に規定する連結所得をいう。）の金額」を「法人税法第 2 編第 1 章第 1 節第 11 款第 1 目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額」に改め、同項の表(5)の項中「当該事業年度の開始の日から 6 月を経過した日」を「法第 72 条の 26 第 1 項に規定する 6 月経過日」に改める。

第 41 条の 2 の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 59 条第 2 項ただし書中「0.7 グラム」を「1 グラム」に、「0.7 本」を「1 本」に改める。

附則第 6 条の 2 中「及び各連結事業年度分」を削る。

附則第 6 条の 2 の 2 第 1 項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削り、同条第 2 項中「から第 3 号まで」を「及び第 2 号」に改め、同条第 3 項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第 4 項中「又は連結法人税額」を削り、同条第 5 項中「又は個別帰属法人税額」、「又は連結事業年度」及び「又は前連結事業年度」を削る。

附則第 6 条の 2 の 3 第 1 項中「次項及び」を削り、「この項」を「この条」に、「第 22 項又は第 23 項」を「第 34 項又は第 35 項」に改め、同条第 2 項を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条（次号及び第 3 号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第 7 条から第 10 条までの規定 公布の日
- (2) 第 1 条中第 59 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 2 年 10 月 1 日
- (3) 第 1 条中第 21 条の改正規定及び附則に 2 条を加える改正規定並びに次条第 1 項及び附則第 6 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (4) 第 2 条中第 59 条第 2 項ただし書の改正規定及び附則第 5 条の規定 令和 3 年 10 月 1 日
- (5) 第 2 条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに次条第 2 項及び第 3 項並びに附則第 3 条の規定 令和 4 年 4 月 1 日

(県民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の第 21 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、前条第 5 号に掲げる規定による改正後の鹿児島県税条例（次条第 1 項において「4 年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「5 号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 3 条の規定（所得税法等改正法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この条において「4 年旧法人税法」という。）第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人（次項及び次条において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項及び次条において同じ。）が 5 号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、5 号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が 5 号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び 5 号施行日前に開始した連結事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が 5 号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、前条第 5 号に掲げる規定による改正前の鹿児島県税条例（次条第 2 項において「4 年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、4 年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、5 号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が 5 号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、5 号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が 5 号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、4 年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（県たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

第 5 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置）

第 6 条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事の同条第 1 項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この条において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和 2 年 2 月 1 日から地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 161 号）附則第 2 条第 1 項に規定する日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第 2 項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同法第 5 条第 1 項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、第 1 条の規定による改正後の附則第 21 条の規定を適用することができる。

（鹿児島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 7 条 鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年鹿児島県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 5 号及び第 6 条中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

（鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 8 条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成 28 年鹿児島県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条及び第 3 条第 2 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に、「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 4 条中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 5 条第 2 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に、「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和

元年10月 1 日」に改め、同条第 3 項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成31年10月 1 日」を「令和元年10月 1 日」に、「平成32年度」を「令和 2 年度」に改める。

(鹿児島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 9 条 鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（平成30年鹿児島県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 1 項第 2 号中「平成31年10月 1 日」を「令和元年10月 1 日」に改め、同項第 3 号中「平成32年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同項第 4 号中「平成32年10月 1 日」を「令和 2 年10月 1 日」に改め、同項第 5 号中「平成33年 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 月 1 日」に改め、同項第 6 号中「平成33年10月 1 日」を「令和 3 年10月 1 日」に改め、同項第 7 号中「平成34年10月 1 日」を「令和 4 年10月 1 日」に改める。

附則第 2 条中「平成33年度」を「令和 3 年度」に、「平成32年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 4 条中「平成31年10月 1 日」を「令和元年10月 1 日」に改める。

附則第 5 条中「平成32年10月 1 日」を「令和 2 年10月 1 日」に改める。

附則第 6 条中「平成33年10月 1 日」を「令和 3 年10月 1 日」に改める。

附則第 7 条中「平成34年10月 1 日」を「令和 4 年10月 1 日」に改める。

(鹿児島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（平成31年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「同年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 2 項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第 3 項中「平成32年度」を「令和 2 年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第 4 項中「平成32年度分」を「令和 2 年度分」に、「平成31年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 6 項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

.....

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第40号

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県警察署設置条例（昭和29年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表鹿児島南警察署の項中「西谷山二丁目」の次に「，西谷山三丁目，西谷山四丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 41 号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和 35 年鹿児島県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(28) 新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当

第 31 条の次に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当）

第 31 条の 2 新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の患者が療養している宿泊施設のうち公安委員会が人事委員会と協議して定めるもの又はこれに準ずる区域として公安委員会が人事委員会と協議して定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で公安委員会が人事委員会と協議して定めるもの
- (2) 新型コロナウイルス感染症にかかっている者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いがある者と接する作業又は新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業で公安委員会が人事委員会と協議して定めるもの（前号の作業を除く。）

2 新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、4,000 円以内とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会と協議して定める。

.....

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿児島県条例第42号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

非紹介患者初診加算料	1件につき 1,570円以内において管理者が定める額	を
非紹介患者初診加算料	1件につき 5,000円以内において管理者が定める額	
再診加算料	1件につき 2,500円以内において管理者が定める額	に改め、

同表に注として次のように加える。

- 注1 非紹介患者初診加算料は、県立大島病院における初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けるものを除く。）について徴収する。
- 2 再診加算料は、県立大島病院における再診（他の病院（病床数が200未満であるものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けるものを除く。）について徴収する。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。